障福第686号

令和２年10月21日

指定特定相談支援事業所　管理者　様

水戸市障害福祉課長

訓練等給付事業に係る暫定支給決定の取扱いの変更について（通知）

日頃より，本市の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで本市では，暫定支給決定の対象サービスについて，まず２か月以内で暫定支給決定をし，暫定支給期間終了前にサービス提供事業者による個別支援計画と評価を提出していただき，継続利用が望ましいと判断される場合は本支給決定をしてきました。

今後は，当初から暫定支給決定期間と本支給決定期間を含む通常の有効期間の支給決定を行い，サービス提供事業者によるアセスメント等の結果，改善効果が見込まれないと判断される場合は，暫定支給決定期間内に支給決定を取り消す方法に変更します。

つきましては，支給決定に関係のあるサービス提供事業者にも周知いただくよう，お願いいたします。

詳細は，下記を参照願います。

記

１　暫定支給決定の基本的な考え方

障害者本人の希望を尊重し，より適切なサービス利用を図る観点から，利用を希望する事業について，①継続利用についての利用者の最終的な意向確認，②利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間として，支給決定を行うものです。

２　暫定支給決定の対象サービス

・自立訓練（機能訓練，生活訓練，宿泊型自立訓練）

・就労移行支援

・就労継続支援Ａ型

３　暫定支給決定期間の確認

暫定支給決定期間は，障害福祉サービス受給者証に期間が記載されています。

必ず障害福祉サービス利用時に利用者の受給者証を確認してください。

支給決定の有効期間は，最長で１年間（就労継続支援Ａ型の場合は３年間。支給決定の有効期間の初日が月途中の場合は，１年間（３年間）に当該月の末日までの期間を加えた期間）とし，そのうち暫定支給決定期間は２か月以内で定めます。

４　暫定支給決定期間の満了日までに支給決定の取消しの要否が決定できるよう，サービス提供事業者は，暫定支給決定期間が満了する10日前までに，本市へ個別支援計画及び別紙の「暫定支給決定期間にかかる訓練等給付評価報告書」を提出します（指定特定相談支援事業所も提出を受けてください）。

５　利用者がサービス利用の継続を希望する場合，本市は，暫定支給決定期間が満了するまでに，支給決定の取消しの要否を決定します。

６　改善効果が見込まれないと判定されたときは，支給決定の有効期間があるがためにサービス利用が継続されることのないよう，当該日から暫定支給決定期間の満了日までの間に当該サービスの利用を終了させ，支給決定の取消しを行います。

「暫定支給決定期間にかかる訓練等給付評価報告書」の書式は，本市ホームページからダウンロード可能です。

【ホームページ掲載場所】

水戸市役所　→　健康と福祉　→　障害福祉　→　事業者向けお知らせ

→　水戸市障害福祉サービス等支給決定基準

<https://www.city.mito.lg.jp/001245/shougaishafukushi/jigyousha/index.html>

|  |
| --- |
| 【お問合せ先】水戸市福祉部障害福祉課認定係担当：曽我，片桐電話：０２９－３５０－８０８４（直通） |